

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間: 令和4年11月1日～令和5年10月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均}}$$

(小数点第一位未満を四捨五入する)

株式会社 アイズ ◆令和5年10月末日現在◆	
派遣労働者の数	15名(令和6年3月末時点)
派遣労働者の数	7社(令和6年3月末時点)
派遣料金の1人あたりの平均額	27,618円(1日8.0時間当たり)
派遣社員の賃金の平均額	15,537円(1日8.0時間当たり)
マージン率	43.7%(令和4年10月末時点)
教育訓練に関する事項	就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。 ビジネスマナー・PC教育予定・開発言語等(登録希望者対象) その他、ご希望の方には各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます。
労働者派遣法30条の4 第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
上記労使協定の対象となる労働 者の範囲	協定労働者の範囲(システムエンジニア、プログラマー、保守・運用オペレーター等業務に従事する従業員)
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	小田原オフィス「当事業所 0465-44-4006」

<マージン率の内訳について>

まず、一番多くを占めておりますのが社員の皆様の賃金(給与)となっており、全体の約56.3%でございます。

続いて、社員の皆様の雇用主として負担しております健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険等の保険料が、約7.5%となっております。(注1)

また、社員の皆様が有給休暇を取得する際に、就業先に対して、休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としましては、社員の皆様の雇用主としての賃金支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれます。その費用が2.3%となっております。

その他、会社の営業・事務などの間接部門の人件費・オフィスの賃料その他諸経費が33.0%となっております。

令和5年(23期)に関しましては、営業利益0.9%となっております。

注1: 社会保険料の事業主負担割合は、健康保険(介護)11.00%(1.8%)・厚生年金保険9.150%・雇用保険0.6%、令和3年8月より健康保険の変更(神奈川県情報サービス産業健康保険組合)により福利厚生面を向上し、これらが全体に占める割合は約7.5%となります。

注2: 所得税・社会労働保険料及び住民税の個人負担分等については、会社が社員の方々に代わって国や自治体に納付するため、それらを差し引いた金額を社員の皆様に給与としてお支払いします。